

区立保育園民営化ガイドライン

令和2年4月

品川区 子ども未来部 保育課

目次

1	民営化ガイドライン作成の目的	1
2	民営化について	1
3	事業計画	2
	(1) 民営化対象	2
	(2) 民営化の手法	2
	(3) スケジュール	2
4	実施基準	2
	(1) 運營業務受託事業者条件	2
	(2) 保育所運営条件	3
	(3) 職員の要件	5
	(4) 事業者選定方式	5
	(5) 選定の基準	5
	(6) 選定組織	6
	(7) 移行計画の策定	6
	(8) 保護者への説明	6
	(9) 引継ぎ、合同保育	6
	(10) 民営化後の対応	6

1. 民営化ガイドライン作成の目的

区立保育園の民営化にあたっては、保護者や園児の不安や疑問点を解消し、これまでの保育の質を低下させることなく移行することが重要である。そのため、品川区としての統一的な考え方や基準、方法を作成し、円滑かつ効果的に民営化を進めることを目的として、本ガイドラインを作成する。

2. 民営化について

品川区では、乳幼児教育の理念及び目指す子ども像を定めるとともに、就学前乳幼児の保育・教育指針「のびのび育つしながわっこ」を策定し、0歳児からの保育・教育の充実については、現在43園ある直営の区立保育園が中核となり担ってきた。

また、品川区における近年の就学前人口の増加等に伴い、保育所入所希望者も増え、区は私立保育園の増設等による受け入れ枠の拡大することで待機児童対策をおこなう一方、保育の質の向上に取り組んでいるところである。

区では、今後、園舎の大規模改修や建替えを契機として、区立保育園においても適宜、民間活力の導入の検討を図り民営化を計画・実施し、多様な保育ニーズに応じたサービス提供等に取り組み保育の質・量の維持・向上を目指す。

～品川区の乳幼児教育の理念～

人間尊重の精神に基づき、一人一人の子どもがよさと可能性を發揮し、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。

～品川区が目指す子ども像～

- ① 健やかな体と心をもつ子ども
- ② 豊かな感性と創造性にあふれる子ども
- ③ 自分で考え行動する子ども

「のびのび育つしながわっこ（改訂第4版）」より

品川区の乳幼児教育の理念及び目指す子ども像の実現に資することを念頭に、保護者や園児が安心して利用できる保育環境を提供できるよう、以下の考え方を基本として進める。

- ✓ これまで培ってきた保育の質を十分に確保するとともに、さらなる向上に努める。
- ✓ 園児の環境変化に配慮し、民営化前後で途切れない引き継ぎを行う。
- ✓ 保護者の理解・納得を得るため、十分な情報を提供する。
- ✓ 園児と保護者に対し、丁寧なフォローアップを行う。

上記の基本的な考え方を踏まえた保育園民営化における区の方針は以下のとおりとする。

- ① 民営化の効果等については十分に検証しながら段階的に推進すべきであることから、当面は区立保育園5園の民営化を運營業務委託の手法により実施する。
- ② 品川区としての保育の質を維持・向上していくにあたり、区立保育園は区立幼稚園とともに乳幼児教育の中核をなすことから、相当数は区立による運営とする。

3. 事業計画

(1) 民営化対象

区立保育園は昭和30～40年代に開設した園が多く、老朽化の状況に応じて順次大規模修繕や建替えを行う必要があることから、大規模修繕及び建替えの計画とあわせて、民営化を検討する。

令和3年度から7年度にかけては、仮移転先を確保できる以下の5園の民営化を進める予定とする。

民営化対象園

年度	施設名
令和3年度	三ツ木保育園
令和4年度	八潮北保育園
令和5年度	八潮西保育園
令和6年度	一本橋保育園
令和7年度	大井保育園

(2) 民営化の手法

民営化実施においてはその効果を検証しながら段階的に展開していくため、保育園の運営部分から民営化を図る「運營業務委託」を採用する。

(3) スケジュール

運営主体を民間へ移行するまでに、保護者説明、事業者の募集・選定、運営主体の引継ぎ、合同保育等を実施する。

スケジュール案

時期		実施内容
6年前		民営化する園の公表（保護者説明会を実施） その後は随時、新入園希望の保護者への周知
3年前	2月～3月	保護者説明の実施
2年前	5月～6月	選定委員会の設置
	6月～7月	事業者募集
	8月～10月	事業者選定
	11月	事業者決定
1年前	4月	引継ぎ開始
	12月～3月	引継事業者と合同保育を実施
民営化年	4月	運営主体が引継事業者（民間）へ移行

4. 実施基準

(1) 運營業務受託事業者条件

運營業務受託事業者条件については、以下に定めるとおりとする。ただし、応募後、条件を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とする。

① 主体

応募申込を行った日（以下「応募日」という。）現在において、以下のいずれかの法人格を有すること。

- ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- イ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に規定する学校法人
- ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人および一般財団法人
- エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益社団法人および公益財団法人
- オ 日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）に規定する日本赤十字社
- カ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- キ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
- ク 前各号に定めるもののほか、区が認める事業者

② 要件

- ア 東京電子自治体共同運営サービスにおいて、区への競争入札参加資格があること。
- イ 品川区工事請負業者指名停止基準（昭和 55 年 10 月 22 日付区長決定）による指名停止期間中でないこと。
- ウ 本公募における特殊性などを考慮し、区への競争入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、前 2 号（アからイ）の規定は適用しない。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- オ 品川区暴力団排除条例（平成 24 年品川区条例 34 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に該当せず、かつ第 5 条を遵守すること。
- カ 児童福祉法に定める認可保育所（公設民営園での業務委託を含む。以下「認可保育所」という。）を応募日現在原則 3 年以上運営し、認可保育所を運営するために必要な経営基盤および社会的信望を有している事業者であること。
- キ 都道府県が行う指導検査等において、当該法人が運営する認可保育所に関して、重大な指摘事項を受けていないこと。
- ク 品川区が策定した、就学前乳幼児の保育・教育指針「のびのび育つしながわっこ」第 1 章第 1 に規定する品川区の乳幼児教育の理念及び、同章第 2 に規定する品川区が目指す子ども像など、区の保育行政をよく理解し、積極的に協力をする事業者であること。
- ケ 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- コ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。
- サ 東京都が定める「保育所設置認可等事務取扱要綱」第 2 の 1 に規定する基本的要件（設置経営主体）を満たす事業者であること。
- シ 区が実施する事業者説明会に必ず参加すること。

(2) 保育所運営条件

保育所運営条件については、以下に定めるとおりとする。

- ① 区は「運営等の支援」を、事業者は、創造性、柔軟性などを生かした「質の高い保育・教育を安定的、効率的、継続的に提供する」ことなどを、互いの協働を前提とした役割分担のもとに保育園の運営等を行うこと。
- ② 保育園の運営等に当たっては、区の方針および提案内容を考慮した上で、区と事業者とで協議し、委託契約書を締結すること。

- ③ 区は、品川区長期基本計画および品川区子ども・子育て支援事業計画等により、総合的な子育て支援施策を推進しているため、区との連携・協力を図ること。
- ④ 区では、独自の就学前乳幼児教育プログラムを作成し、幼稚園・保育所に在園する乳幼児に同一の就学前教育を行っているため、内容を理解し保育・教育にあたるよう協力すること。
- ⑤ 区の事業として、時間外保育および一時預かり事業（一時保育）を移行当初より実施すること。その他、区の事業計画については、区の指示に従うこと。なお、応募にあたっては、独自の特別保育対策事業等追加の事業を提案することができる。ただし、提案された事業の実施を約束するものではない。実施事業の決定にあたっては、区と協議の上決定すること。
- ⑥ 移行までに、計画的な施設長と職員の研修等を実施し、人材の育成に努めること。また、移行に伴う定員の変化や定員拡大に対応する人員配置を適切に行うこと。
- ⑦ 移行前は施設長または主任保育士候補者が移行準備に対応し、移行後も引き続き当該職員が保育園運営に携われるように人事配置を行うこと。
- ⑧ 保育の安定性を図るため、運営開始後職員の異動は極力避け、特に施設長候補者については、やむを得ない事情を除き、移行後5年間程度は異動を行わないよう努めること。
- ⑨ 保護者の車両（自転車、ベビーカーは除く。）による送迎は、近隣住民および近隣施設利用者への迷惑となることから厳禁とし、入園前に保護者へ十分説明すること。また、場合によっては、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導にあたらせる等、違法駐車による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
- ⑩ 保育の質向上のため、次にあげる外部評価を受けること。
 - ア 東京都福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果を公表すること。
 - イ 区が実施する保育内容等に関する助言指導に対し積極的に協力し、その助言指導に対する改善を図ること。
- ⑪ 給食は園内調理とすること。調理員はその半数以上が集団給食施設の実務経験を有するものとし、栄養士を配置するなどの体制を確保すること。また、食材の調達は区内業者からの購入を基本とすること。ただし、調理業務を再委託することは可とする。
- ⑫ 区が用意する施設、設備、物品等については善良な管理者である事業者が注意をもって使用するものとし、事業者の故意または重大な過失により損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- ⑬ 区が用意する施設のガラスの破損、蛍光灯等の消耗品の交換および下水のつまりなど軽微な修繕については、事業者が負担すること。
- ⑭ 保育園の運営等にあたり、以下の法令、条例および関係規定の基準を満たすこと。
 - ア 児童福祉法および東京都児童福祉施設の設定及び運営の基準に関する条例等の関係法令
 - イ 食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）
 - ウ 東京都児童福祉施設の設定及び運営の基準に関する条例施行規則
 - エ 保育所設置認可等事務取扱要綱（東京都）
 - オ 健康増進法（平成14年法律第103号）
 - カ 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（平成27年3月31日雇児母発0331第1号厚生労働省通知）
 - キ 社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号厚生労働省通知）

※以上に掲げる法令、条例および関係規定が全てではないので、注意すること。

- ⑮ 児童福祉法等関係法令や区の条例および要綱（例：品川区一時保育実施要領）の遵守および第三者評価、相談・苦情対応の仕組み等を整備し質の高い保育を提供すること。
- ⑯ これまで対象園で行われてきた、行事および保育内容を移行後1年間は引き継ぐこと。
- ⑰ 苦情解決の方法として、施設長・理事等を苦情解決責任者とし、職員の中から苦情受付担当者を任命すること。また、苦情解決に客観性を確保するため、第三者委員を設置すること。

(3) 職員の要件

職員の要件については、以下に定めるとおりとする。

- ① 保育所設置認可等事務取扱要綱（東京都）第2の4の（1）に規定する職員配置基準および同要綱第2の8に規定するその他を民間保育所と同様に遵守すること。ただし、1歳児については、「幼児おおむね6人につき1人以上」を「幼児おおむね5人につき1人以上」と読み替えるものとする。さらに基準外職員として、常勤看護師を1名配置すること。ただし看護師は正看護師に限る。
- ② 施設長は専任とし、保育士資格を有する者で、認可保育所の施設長または主任保育士に準じた実務経験が1年以上あること。なお、保育の安定性を図るため、施設長についてはやむを得ない事情を除き、移行後5年間程度は異動を行わないよう努めること。
- ③ 主任保育士は専任とし、保育士資格を有するもので、認可保育所の施設長または主任保育士に準じた経験が1年以上あること。
- ④ 常勤保育士のうち3分の1は、実務経験3年以上の者とする。

(4) 事業者選定方式

事業者の選定方式は、品川区簡易型プロポーザル方式実施要項に準じることとする。ただし、必要に応じて外部の有識者等の意見を取り入れられるものとする。

(5) 選定の基準

運営業務受託事業者を選定するにあたっての基準は次のとおりとする。

運営業務受託事業者の選定基準

項目	選定基準
方針の合致	提案内容全体の総合評価
熱意・意欲	社会福祉事業および品川区の保育事業への熱意・意欲
管理運営体制	計画的職員採用・人材育成・質の高い職員の確保・定着
	保育現場や客観的な外部意見の反映
	事業実施時のリスクの排除
保育内容	保育内容全般の総合評価
	子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な保育の実施
	食育・給食提供に対する考え方
	子どもの安全、健康、人権および個人の尊厳を考慮した保育および運営の実施
	保護者との関係
	多様な保育ニーズへの取組
近隣住民等との関係	地域等との連携
	近隣への配慮
財務状況	運営の安定性・継続性財務状況

(6) 選定組織

運營業務受託事業者を選定するにあたり、対象園ごとに「保育園運營業務委託事業者審査会」および「保育園運營業務委託事業者選定委員会」を設置する。

(7) 移行計画の策定

運営事業者は、引き継ぎ体制や実施事項等について整理した移行計画を策定する。策定にあたっては、区との協議を行う。

(8) 保護者への説明

疑問点や不安の解消を図るため、対象園の保護者への十分な情報提供を行うこと。保護者への説明にあたっては、説明の場に参加すること。

(9) 引継ぎ、合同保育

引継ぎ、合同保育の要件については、以下に定めるとおりとする。

- ① 園児の環境変化、安定した園生活を継続できるように配慮すること。
- ② 引継ぎ業務は、運営主体移行前年度の1年間で実施すること。
引継ぎ業務とは、対象の区立保育園が実施する行事等への参加や引継ぎに関する各種打ち合わせ等とする。
- ③ 合同保育は、運営主体移行前に、3ヶ月以上かけて実施すること。
- ④ 引継ぎ、合同保育の実施スケジュール例は以下のとおり。

スケジュール例 ※具体的な日程は、協議の上で確定することとする。

時期		実施内容
2年前	11月	事業者決定
1年前	4月	引継ぎ開始
	12月～3月	合同保育の実施（全職種）
民営化年	4月	運営主体が民間へ移行

(10) 民営化後の対応

民営化後の対応については、以下に定めるとおりとする。

① 第三者評価制度の受審

東京都福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点により民営化後の園の評価を行う。評価結果はインターネット等で広く公開する。

② 保護者アンケートの実施

区は、保護者アンケートを実施し、園の評価を行う。アンケート結果は、事業者に通達し、運営改善を促すものとする。

③ 三者協議会の設置

移行後一定期間、保護者代表・事業者・区の三者間で、定期的な話し合いの場を設置する。園運営や保育について、保護者から意見等を聴取し、より良い保育の実現を目指す。

④ 給食調理の確認

区は、事業者がつくる毎月の給食献立を確認することで、より安全な給食提供を図る。

⑤ 巡回指導

区職員による巡回指導を行うことで、民営化後にも適切な保育環境での園運営を継続させる。

以上